関係社会福祉施設等の長 様

福井県健康福祉部長寿福祉課長

新型コロナウイルス感染症の感染対策の再徹底について

県内では連日200人を超える新規感染者の発生が続いており、高齢者施設等においては、令和4年1月以降で約90施設・事業所で職員または利用者の感染が発生するなど感染が拡大しています。各事業所におかれましては、別添「感染拡大防止のためのポイント」と併せ、以下の事項についてご留意のうえ、警戒度を一層高めた感染防止をお願いします。

記

1 介護サービス提供時における標準予防策の徹底

職員間で感染が発生した施設の一部において、マスク未着用による休憩時の会話や、 密な空間で休憩していたケースが見受けられています。各施設管理者におかれては、同 様のケースがないよう速やかに確認を行い、食事時や休憩時を含めた不織布マスクの着 用など、職員休憩時の感染対策の徹底をお願いします。

また、日常から標準予防策を適正におこなえているかを再点検し、徹底してくださるようお願いします。特に個人防護具の適切な使用(必要な場面での使用、手袋・ガウンの利用者ごとの交換など)や手指消毒剤を携帯するなど適切なタイミングの手指衛生は、介護者や他の利用者をウイルス等から守るための重要なポイントであるため、留意してください。

2 職員・利用者の健康管理

一部の職員にのどの痛みなどがあったにもかかわらず勤務した後、施設内での感染が生じている事例があります。すべての職員について、出勤前に検温に加え、必ず咳や頭痛、喉の痛みなどの症状の確認・記録を行い、日ごろの体調と比べて異変が見受けられる場合には、速やかに医療機関を受診するよう指導してください。

勤務中においても、こうした体調の変化が見られる場合は、早退等させ、利用者と接触させないようにしてください。なお、職員がPCR検査を受け、結果待ちの場合も出勤や外出を控えるよう、留意してください。

また、利用者についても、サービス利用前に、検温に加え、必ず咳や頭痛、喉の痛みなどの症状の確認・記録を行い、体調不良等がある場合は、受診相談センターやかかりつけ医などへ相談するよう対応してください。

【担当】福井県健康福祉部長寿福祉課 介護サービスグループ電話 0776-20-0332 FAX 0776-20-0642Mail hokaisei@pref.fukui.lg.jp

感染拡大防止のためのポイント

1. 職員・利用者の健康管理の徹底

- ・全ての職員について、出勤前に検温とあわせて、発熱、頭痛、倦怠感、咽頭 痛等の健康状態の確認を必ず行い、記録を残すこと。
- ・発熱以外も含め、体調不良の場合は、出勤せず、速やかに医療機関を受診するよう徹底すること。
- ・勤務中においても、体調不良が見られる場合は、早退等させ、速やかに医療 機関を受診すること。
- ・利用者についても、職員同様、検温と健康状態の確認、記録を行い、体調不 良の場合は、早期に嘱託医等医療機関を受診すること。
- ・発熱等の有症状者については食堂等の共有スペースを利用せず、居室対応と し、その対応方法について、事前に職員内で十分に共有すること。
- ・ワクチン接種後の感染は軽い症状のケースも多く、本人が気付きにくいことも多いことから、少しでも異変を感じた場合には、速やかにかかりつけ医等 医療機関や受診相談センターに相談すること。こうした「気づき」には、職員・利用者の健康状態に関する情報について、令和3年7月8日付事務連絡において送付した一覧表を参考に一覧表等に取りまとめるなど、管理者等と 共有することが有効であること。

2. 適切な防護具の使用

- ・手袋、ガウン、フェイスシールド等の個人防護具の使用は、職員・利用者の 双方を感染症から守るために重要なポイントであることから、管理者等は、 現場の職員と必要な数量等情報共有を行い、防護具を十分に使用できるよう 配備すること。
- ・食事介助や口腔ケア等飛沫を浴びる可能性があるケアを行うときや発熱等有 症状者にケアを行うときは、個人防護具の適切な使用を徹底すること。
- ・特に、施設内での感染発生時において介護体制を維持するためにも、職員が 濃厚接触者にならない対策が大事であることから、グローブ等個人防護具が 適切に使用されているか管理者等が日常的に確認を行うこと。

*不適切な防護具の使用例

- ・1人のケアが終わった後、手袋を交換せずに他の利用者のケアを行う。
- ・使用済みの手袋を裏返し、再度利用するなど、本来は使い捨ての衛生用品を 再利用する。

3. 施設内の環境整備

- ・1ケア1消毒の徹底についても、上記2同様、感染拡大防止のための重要ポイントであることから、手洗い用液体石けん、ペーパータオル、手指消毒剤等についても、1ケア1消毒ができる体制を整備すること。
- ・タオルの共有については、交差感染・細菌汚染のリスクが高いことから、使 用を中止すること。
- ・以下の点について、複数の感染事例において、物を介した感染リスクが指摘 されたことから、特に注意すること。

・職員の休憩についても、上記2同様、職員が濃厚接触者にならない対策が必要であり、3密を回避して休憩をとるよう施設内で共有し、管理者等は随時休憩時の感染対策の状況を確認すること。

4. 施設内の感染対策および感染時対応体制整備

- ・日常から職員・利用者の健康状態やその他感染対策上改善すべき課題等が共 有できるよう、職種ごとやフロアごとに感染対策のリーダーを設けるなど、 施設内で報告・相談しやすい環境や体制を設けること。
- ・施設内での感染対策委員会を活用し、緊急時の報告体制や役割分担等を事前 に整備し、緊急時には迅速に指示できる体制を構築すること。

5. 施設内感染対応に備えた利用者情報の一覧表化

・施設内の集団感染時に、法人内の応援職員など外部の人的支援が入る場合に備え、入所者の介護に関する情報を平時より一覧表化しておくことにより、 応援体制下でも迅速かつ安全な介護ケアが図られること。(県内の施設で作成されている様式を参考提示するので、適宜ご活用ください。)